

令和4年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和4年10月11日(火曜日)

○日時 令和4年10月11日 午後1時07分開会

○場所 議場

○議件

1. 所管事務調査について

①新庁舎駐車場の管理方法

②工事等の進捗状況

2. 公園遊具規準劣化点検結果について

○出席委員(8名)

委員長	小田部 照
副委員長	山田 庫司郎
委員	栗田 政男
	立崎 聡一
	永本 浩子
	平賀 貴幸
	古田 純也
	村椿 敏章

○欠席委員(0名)

○議長 井戸 達也

○委員外議員(0名)

○傍聴議員(4名)

石垣 直樹
金兵 智則
澤谷 淳子
松浦 敏司

○説明者

副市長	後藤 利博
建設港湾部長	立花 学
都市管理課長	澁谷 一志
庁舎整備推進室参事	日野 智康
庁舎整備推進室参事	遠藤 崇哲

○事務局職員

事務局 局長	林 幸一
次 長	石井 公晶
総務議事係長	法師人 絵理

総務議事係 早 渕 由 樹

総務議事係 山 口 諒

午後1時07分開会

○小田部照委員長 ただいまから、総務経済委員会を開会いたします。

今回の委員会では、所管事務調査について協議いたします。

それでは、議件1、新庁舎建設について、①新庁舎駐車場の管理方法の説明を求めます。

○日野智康庁舎整備推進室参事 それでは新庁舎駐車場の管理方法について、御説明させていただきます。

委員の皆様から、駐車場にゲートを設置するのであれば有料にすべきではないか、そもそもゲートは要らないのではないかなどの御意見を頂き、再度、検討を進めた結果を御報告させていただきます。

初めに、実施設計段階における駐車場管理の方向性について説明させていただきます。

資料1号、1ページ目を御覧ください。

この資料は、駐車場の現状と課題からどのように管理していくか、方向性を整理していた資料になります。

現状を見ますと、駐車場敷地は中央商店街振興組合から無償の土地賃貸借契約の締結により活用する。駐車場の活用では、中央商店街振興組合から休日利用の要望がある。これまで、駐車場用地の一部を、ばんえい競馬場外発売所利用者の駐車場用地として活用していた。中央商店街振興組合が管理していた際は、無断駐車車両が数台常駐化して対応に苦慮していた、このような現状がございました。

課題では、引き続きばんえい競馬場外発売所の利用者や無断駐車車両が駐車する可能性がある。多くの市民は市役所に用事がなくても、駐車できると思っている。市役所に用事のない車両の駐車が多かった場合、来庁される方の駐車スペースが確保できなくなる。夜間の飲食時などに駐車された場合、翌日の開庁時間まで車両が残ると、来庁者の駐車スペースが確保できなくなる。イベント開放時に無断駐車車両があると、イベント運営に支障を来す。このような課題があると考えてございました。

この現状と課題を踏まえた方向性といたしまして、市役所に用事があり、来庁される市民のための駐車場、平日の夜間閉庁時間は駐車をさせない。休日は商店街の活性化の観点から時間設定し開放する。イベント利用時は開放する。駐車料金は無料として、この考え方を基本に進めていく必要があると考えてございます。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思いません。

今回、再検討に当たり、市役所に用事のある方以外の方がどの程度駐車するのか、この台数を想定するため、信金本店側、たなか弁当店側の路上駐車状況を調査いたしました。

路上駐車調査概要ですが、7月25日から8月21日までの1か月間、定点カメラのほうを設置いたしまして、信金本店側、たなか弁当店側の2か所、1時間ごとに路上駐車台数を把握したところでございます。

調査期間中の4週間分の比較でございますが、信金本店側で1,734台、1日平均61.9台、たなか弁当店側で1,895台、1日平均67.7台の路上駐車が確認されました。

次に、資料3ページ、4ページでございますが、時間別のそれぞれの路上駐車台数を示した表になります。

信金本店側が、10時台に279台、1日平均10台、たなか弁当店側が、11時台に438台、1日平均15.6台であることを確認したところでございます。

今回の調査で確認された路上駐車車両、この車両が全て新庁舎駐車場を利用したとしても、時間最大で25台程度であること。また、路上駐車していた車両の停車時間は10分以内で、長くても20分以内と短いことから、駐車場ゲートを設置しなくても来庁される市民が駐車できない状況にはならないというシミュレーションを、確認を行ったところでございます。

次に、資料5ページを御覧ください。

全体平面図になりますが、駐車場は、監視カメラを設置する計画としていること。出入口のゲートを設置した場合の費用は、1,600万円と前回説明させていただきました。

仮に有料のゲートを設置するとした場合の費用は、精算機、これは事前精算、出口精算機が必要となりまして、費用のほうは3,600万円となります。

また、有料のゲートとした場合、精算に時間を要

したり、機械の故障等を考えますと、出口は2台のゲート設備が必要ではないかと、このように考えてございます。

この場合の費用ですが、5,200万円となること、また、駐車台数が減ってしまうということも課題となります。

このような駐車場ゲートの費用や、今回の調査結果から、ゲートを設置せずに整備し、市役所、来庁者専用駐車場の看板表示や、長時間駐車する違法駐車対策としてカメラ監視も行いながら、開庁時は8時から18時まで開放いたしまして、18時から、チェーンによる駐車場を閉鎖する運用方法で進めてまいりたいと、このように考えてございます。

また、市役所の閉庁時、土曜日、日曜日、祭日等は、イベント等で活用していただき、イベント等で活用しない場合も、中心市街地の活性化の観点から8時から18時までには駐車場を開放する運用を考えてございます。

新庁舎供用開始後も、駐車場の利用状況などを確認しながら、混雑するような状況があれば、適宜職員が対応していくと考えておりますし、また、駐車場が常に満車になるような状況が続くのであれば、供用開始後にはなりますが、利用者に制限をかけるなどの対応や運用を検討していきたい、このように考えてございます。

新庁舎駐車場の管理方法についての説明については、以上のとおりです。

○小田部照委員長 ただいまの説明で、質疑等ございませんでしょうか。

○平賀貴幸委員 この点については、かなり詳細に質疑をしてきた経緯があるので、一言、確認を含めて申し上げさせていただきます。

非常に詳細にわたって調査をされたというふうに思いますし、こうした結果を基にしてですね、ゲートが必要ないという結果を導き出されたということは大変素晴らしい仕事だというふうに、高く評価するところであります。

やっぱり、市民の血税でありますから、削るところはしっかり削れるというほうがいいと思いますし、後からのメンテナンス費用も含めて、これがかからなくなるということだと思います。

そういった面も含めてですね、総合的に判断されたというふうに思うのですけれども、その辺ももう少し詳しく述べられるところがあれば、説明していただければと思います。

○日野智康庁舎整備推進室参事 ゲートの設置の有無については、やはり先ほども話させていただきました。

当初、実施設計の段階ではですね、やはり市役所に停めに来た用事のある方が駐車できないような環境は、つくりたくなかったというような状況がございました。

委員さん達からも、いろんな御意見を頂いた中で、今回ちょっと路上駐車をしている駐車台数も調査した中でですね、1時間当たりどれくらい停まるのかというようなところと、あと、令和2年度に、実際に現庁舎にどれくらいの駐車台数があるかという、調査結果もございましたので、それプラス今回の路上駐車の方というようなところで、今回の結論を報告させていただいたという状況でございます。

あと、中央商店街振興組合の皆さんからですね、今回の説明に当たっては、このような報告をさせていただきたいというところは、事前に協議してございますので、中心市街地の活性化についても踏まえて、総合的に判断させていただいたという状況でございます。

○平賀貴幸委員 非常によくわかりました。

あとは、路上駐車の台数の時間帯が、今回、調査して初めてこういう形で出てきたと思いますので、除雪が冬に必要なときに、どの時間帯に気をつけなきゃいけないかっていう、これはデータに多分なると思いますので、担当課とそこは共有しながらやっていただくという形で理解してよろしいでしょうか。

○日野智康庁舎整備推進室参事 今回の調査で、そのような時間帯もわかりましたので、施設管理の担当部署、庁舎ができれば総務防災課になると思うのですが、そのようなデータも活用する中でですね、運用管理していきたいというふうに考えてございます。

○小田部照委員長 他の委員いかがですか。

○永本浩子委員 詳細な調査をしていただきまして、ありがとうございました。

一つちょっと心配なのが、この駐車場を使ってイベント等を行うときに、残っている車両があったりした場合の対応ってというのは、どのようになるのでしょうか。

○日野智康庁舎整備推進室参事 イベント等を開催する場合に、どのように車両の対応をするかという部分でございますけれども、現状からいくとです

ね、現状でも今の本庁舎の駐車場ですとか、違法な駐車が何日も続いているというような状況があったときにはですね、警察等に連絡をして、所有者と連絡をつけてもらうというような状況もございます。

そのようなことからですね、新庁舎の駐車場の管理につきましても、そのような駐車をされている車があったという事例があったときには、警察等に連絡をして、所有者の方と連絡を取っていただいて、出ていってもらうというようなことになるかと思えます。

○永本浩子委員 了解いたしました。

私もちょっと周辺の方にもお聞きしたりもしたときに、やはり、今、工事中になってますけれども、その前の段階では結構やっぱり朝まで停まっている車も多かった、見受けられたってところで、その辺のところをやっぱり心配していらっしゃる声もお聞きしましたので、支障がないように運営のほう、特にイベント等が事前にやるってことはわかると思いますので、イベント等が行われる前の段階で、そういう車が駐車しないようなこの対応とかっていうのも、ちょっと考えていただければ、スムーズにいけるのではないかなと思いますので、その点もよろしくお願いいたします。

以上です。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。よろしかったですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは次に、議件1、新庁舎建設について、②工事等の進捗状況の説明を求めます。

○遠藤崇哲庁舎整備推進室参事 次に、工事等の進捗状況について御報告いたします。

議決を必要とする工事につきましては、9月27日議決後の9月29日付け、全ての工事について本契約を締結いたしました。予定価格1億5,000万円未満で、議決を必要としない機械設備工事、3工区につきましては、9月29日、指名競争入札の結果、株式会社カネキ柏原が1億2,870万円で落札し、同日付けで契約を締結いたしました。

工事の内容は、主に新庁舎の衛生設備にかかる工事でございます。

また、工事監理業務については、実施設計を行った、株式会社NTTファシリティーズ北海道支店と、9月29日付け、6,688万円で契約を締結いたしました。

これにより、新庁舎の建築工事に関わる全ての事

業者が決定し、10月22日に施工業者主催による安全祈願祭が開催されます。工事関係者として、網走市、網走市議会、新庁舎建設基本構想策定検討委員会、商工会議所、中央商店街振興組合など、関係者の皆様に御案内されております。

今後は、工事の進捗について、広報あばしりや市公式ホームページに随時掲載して、周知してまいります。

続きまして、新庁舎建設敷地内に、古い井戸が埋まっていたことが確認されたため、今後の対応について御説明いたします。

配付いたしました、資料1号、5ページの図面を御覧ください。

井戸が確認された場所は図面の右手、赤文字で旗揚げ記載した箇所になりますが、新庁舎を建築する南6条側で、西側国道のお弁当屋さんと薬局のちょうど裏手になります。

以前、金市館の駐車場だった土地と中央病院側の更地との境界にある擁壁の真下付近で地中に井戸が埋まっていることが判明いたしました。井戸は、新庁舎のくい基礎とぶつかることもあり、くいの移動や、くいの追加といった対応策を検討しているところでございます。

御説明は以上です。

○小田部照委員長 ただいまの説明で質問等ございませんでしょうか。

いかがですか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではこの件につきましては、この程度でよろしいということで理解いたします。

これをもちまして……その他、委員の皆様から何かございましたでしょうか。

すみません、失礼しました。

○小田部照委員長 次に、議件2、公園遊具基準劣化点検結果について説明を求めます。

○澁谷一志都市管理課長 資料2号、1ページを御覧願います。

公園遊具基準劣化点検結果について、御説明いたします。

1、内容についてですが、当市が管理いたします公園遊具について、公園施設製品安全管理士による、遊具の安全に関する基準に基づく、遊具の詳細点検を実施いたしました。

点検項目は、劣化診断、安全領域、道線交差などを確認、点検期間は7月11日から9月7日まで行いました。

点検を実施した公園は82公園、382遊具になり、82公園の中には小学校を除く、保育園、市営住宅内公園を含む全ての公園になりまして、382遊具の中には安全柵、砂場、バスケットゴールなどの施設も含まれています。

2、点検結果についてですが、劣化D判定による使用不可は29公園、43遊具となり、点検時に確認された遊具は、すぐに使用禁止の措置を実施したところでございます。

ハザード3判定による、大きなけがにつながる危険のある遊具は36公園、43遊具となり、9月27日に確認され、9月30日に使用禁止の措置を実施したところであります。

次に、劣化C2判定による、使用可能であるが早急に修繕が必要な遊具についてであります。小学校で劣化C2の判定がされた遊具において破損した事象が発生したため、小学校以外の遊具について10月4日に48公園、90遊具の使用禁止の措置を実施したところでございます。

3、周知状況についてですが、多くの遊具が使用禁止になったことから、連合町内会には連町会議の中で報告を行い、公園に属するまたは隣接する町内会には会長宅へ訪問いたしました。

また、小学生の保護者へはマ・メールによる周知、保育園には通知、幼稚園は訪問し、周知いたしました。

4、今後の対応についてですが、①劣化D判定の遊具につきましては撤去を行い、②ハザード3及び劣化C2判定の遊具につきましては、修繕できるものはできるだけ早く修繕して開放し、修繕できないものは撤去いたします。

2ページには、使用禁止にした遊具の状況を掲載しております。

複合遊具については、遊具の周りをロープで囲み使用禁止のラミネートを張りつけております。

滑り台などの単体遊具につきましては、黄色い使用禁止のテープを巻きつけており、使用禁止の措置をしております。

説明は以上でございます。

○小田部照委員長 ただいまの説明で、質疑等ございませんでしょうか。

○村椿敏章委員 今回、詳細の調査をしたというこ

とですが、昨年と同じようなケースがあったと思うのですけれども、昨年の調査とどのようなところが視点が変わったのか、急にこれだけの、176か所ほどの遊具が使えなくなるっていうことが、ちょっと私には信じられないような感じだったのですけれども、どんなその視点が変わって、こういう結果につながったのかっていうのをもう少し説明してもらえたらと思うのと、この劣化Dとかハザード3または劣化C2というふうに書いていますけれども、この状況が、例えばこういった場合は劣化Dですとか、若干その辺がわかるような補足説明をしてもらえたらと思います。

○澁谷一志都市管理課長 昨年、向陽の公園のほうで事故がありまして、緊急的に基礎が出ている遊具についての点検と、さらに、洋服に遊具が引っかかるとかっていうことで遊具の出張りの除去、あと、体が挟まったりっていうことで、すき間とか柵の解消を行いました。

今回ですね、専門技術者による詳細、もっと詳しい点検をいたしました。

特に、劣化点検につきましては、昨年は確認できなかった部分、例えば、遊具の基礎部分を実際に掘り起こして確認したりとか、あと鋼製遊具とか木製遊具につきましては、表面とか裏の部分とか、かなり細かく点検しておりまして、例えば、ブランコでいいますと吊り具の金具部分もですね、かなり摩耗とか、そういうものもございました。

そういう視点からですね、昨年とは違って、本当に専門技術者による、あらゆる角度で調査した結果が、今説明した件数になっております。

また、劣化Dとかハザード3っていう、この内容ですが、劣化につきましては4段階ございまして、段々とA、B、C、Dになるにつれて悪い状態っていうような形になっております。

基本的には劣化Cまでは使用ができる状態には、一応そういう項目にはなっているのですけれども、ただDに近ければ、やはり危険な場合もございまして、CでもDに近いものにつきましては悪いっていう感じになります。

ハザードにつきましては4段階ございまして、今回はハザード3ということになります。これはたまたま、中身を詳しくいきますと、例えば複合遊具、砂場の中に複合遊具がある場合は、砂場で遊んでいる子供とか複合遊具で遊ぶ子供がいて、交差してぶつかったりするような、そういう危険もあるっ

ていうことで、かなりハザード3という危険のある遊具というような形になっております。

ハザードゼロといったら、本当に何も公園内に、極端な話、石も落ちていない、くぼみも何もない状況がハザードゼロっていう状況になります。

少なくとも、なかなかハザードゼロっていうふうにはできないのが現状ですが、大きなけがにならないような対策はしていけないと駄目だとは思っております。

ハザードにつきましては、危険度が大きなけがになりやすい部分とか、そういう危険が伴うに連れて、A、B、C、Dというような形になっておりますので、そういうことでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

それで、この危険な状態っていうのが、今、聞いていて思ったのですけれども、専門家から見ると、これは危険だよと、こんな事故が起きますよということも見えてくるのでしょうけれども、一般に、そこで遊ばせている親にしろ、子供にしろ、この遊具にどんな危険が潜んでいるのかっていうのが、やっぱりそこについても知らせていく必要があるのではないのかなって思うのです。

過去に、そのようなことも学校を通じてやっている部分もあったのかなと思うのですけれども、これだけはテープを巻いて使えませよっていう、その理由が単純に劣化っていう部分であれば、すんと落ちると思うのですけれども、それ以外の部分で、こんな危険が潜んでいるのだからっていうのも、今後は知らせていく必要があると思うのですけれども、どうでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 遊び方の周知になると思うのですが、この周知につきましては、今年4月、5月にですね、小学校、幼稚園、保育園にはですね、正しい遊び方ということで簡単なイラストの周知をしております。

そして、公園にはですね、一応看板もですね、設置しておりまして、子供たちには目のつくところには看板を設置したり、あと学校とかにですね、保育園には文書をプリントして配っているところがございます。

○村椿敏章委員 わかりました。

今後の予定は、どんな感じになるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今後の予定ですが、先ほど説明もしたのですが、できるだけやはりこれから冬にもなりまして、短くはなるのですが、できるだ

け改修できるものは改修をして、開放したいとは考えております。

あと、どうしても修繕できないという場合はですね、撤去を進めていくことを考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員いかがですか。

○永本浩子委員 今回、専門家の方が、点検をしてくださったということで、ちょっと数が多くて、本当に驚いているところなのですけれども、まずは、劣化Dに関する43の遊具は撤去ということになるかと思えますけれども、撤去をするのはいつぐらいの時期になるのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 撤去の時期ですが、正直言って、長い期間なかなか置いておけないということもありますので、その辺はこれから検討していきたいとは考えております。

○永本浩子委員 結構、うちの近くの公園でも、前にも言ったのですけれども、テープを張ったままの状態が長く続くと、子供は今度そのテープを使って遊ぶのですよね。なので、なかなか雪も降ってきまらずし、できるだけ撤去しなきゃいけないぐらいの危険な遊具に関しては、早めの撤去をお願いしたいと思えます。

また、修繕できる、できないっていうのも、その辺のところはもう、修繕できるかできないのかっていうのは、ほぼ点検した段階で、めどはついているのでしょうか。また別の業者に頼まないと、それは判断できないということなののでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 先月、結果の報告が来まして、修繕できる、できないっていうのは、点検を委託しました業者にもですね、確認いたしまして、早急にできるものは、こういう方向でできるっていう指導を受けながら、あと部品の調達も含めて、早急にできるかどうかっていうのを委託業者にですね、確認をしながら進めていきたいと考えております。

○永本浩子委員 何をするにも、やっぱりお金もまたかかってくるのかなとは思いますが、382の遊具のうちの約半数近くに、やっぱり問題があったということで、大きな事故が起きる前に詳しい調査をやって、前回の教訓を生かしてということで、その取組は大事なところだったかと思えますけれども、今度、この後の手当をどうしていくのかっていうのも、ぜひきちんと計画立ててやっていただきたいと思えます。

そして、今後、例えば一つの公園の中で、撤去しなきゃいけないものが多くて残る遊具がほとんどないとか、そういうところは、出ては来ないのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今、遊具が撤去されて、遊具がなくなる公園っていうのが、あるのかどうかっていう質問なのですが、今そこまでは詳細に把握はしておりませんが、今後ですね、中にはやはり今、委員が言ったように、撤去することで公園に遊具がなくなるっていう公園もですね、出てくる可能性はあると思っております。

○永本浩子委員 公園に関しては、本当に人口減少、少子化っていうこともありますので、今までと同じ、この公園の数を維持していくことが妥当なのかどうかということも含めて、ちょっと、長期展望、中長期的な展望に立った公園の在り方っていうのも、同時並行で検討しながら、どこにどうお金をかけてやっていくのかっていう考え方も、一つ大事などころではないかなと思えますけれども、その辺のところはどんなお考えなのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 まずですね、先ほど澁谷課長のほうから、今回撤去する遊具のほかに、使える遊具が残るのかどうかということについては、全て資料としてデータがあるので、全ての遊具がなくなる公園というのは、きちんと調べればですね、すぐに分かるという状況です。

今お話があった公園の再編に係るお話かなと思うのですが、現在連合町内会のほうとはもう、今後、公園については必要などころには必要な公園施設を残して、もともと造られたときには子供たちがいっぱいいたのだけれども、高齢者がたくさんいるようなニーズが変化してきている公園については遊具を撤去してですね、ベンチを置くなり、そのような形の進め方を現在進めています。

今回の公園の遊具、これだけの数が撤去、あるいは修繕が必要だということがわかってきておりまして、現時点においては、まずは撤去という、劣化Dの判定になったものについては早急に撤去を進めたいというふうに考えています。

その修繕をして直すことができる遊具については、先ほど公園の再編というお話もあるのですが、これだけの数の公園の遊具を撤去していく、修繕するのだけれども、行く行くは再編して、その公園の遊具はもう必要ないよという公園も出てくる可能性はあるのですが、まだ、やはりかなりの

数、一遍には再編としては動くことができないもの
ですから、まずは今、緊急的な措置をしたテープが
取れる措置、撤去するものはする、修繕するものは
修繕をして今置いてある遊具を活用していただく
という方向感で進めたいと思っています。

現在、どれぐらいの規模感で撤去費用、修繕費用
がかかるかというのは試算中でございます、その
試算が出次第、何とかできるだけ早くですね、次の
ステップに進んでいきたいというふうに考えている
ところでございます。

○小田部照委員長 失礼しました。

ただいまの説明員ですが、立花建設港湾部長の間
違いです。私の間違いですので、訂正させていただきます。

失礼しました。

○永本浩子委員 今、お話がありましたけれども、
本当に、まずは事故に直結しそうな、撤去しなきゃ
いけないものは、できるだけ早急に撤去をしていた
だいて、やっぱり一番、第一は子供たちの安全とい
うところだと思います。

その後、撤去費用もそうですし、再編にも修繕にも
かなりのお金がかかるということで、その辺の
ところ、ちょうどこの冬を迎えるというところで、来
春には少しきちんとした方向性を立てながら、着実
にやっていけるような流れでやっていただければい
いのではないかなと、私は勝手に思いますけれど
も、その辺のスケジュール感的にはどんな感じなの
でしょう。

○澁谷一志都市管理課長 来年のですね、連休前
にはそういうような遊具の撤去をですね、できれば
したいなとは思っています。

連休前には、全て遊具がない公園も出てくるかも
しれないのですが、そういう危険なものをですね、
排除した形で、スタートというか使用できればとい
うふうに考えております。

○永本浩子委員 今私が言ったのは、撤去はでき
るだけ早くやっていただいて、使えるものの再編の
方向性とか、今後どのようにやっていくのかという
ところを、来春という意味で言ったのですけれど
も、撤去に関しては来春、ゴールデンウィークまで
なんていうことでは、ちょっと遅過ぎるのではない
かと思えますけれども、どうなのでしょう。

○立花学建設港湾部長 すみません、私のほうから
お話をさせていただきますけれども、まず、どれぐ
らいの規模感に今回の撤去費用であるとか、修繕費用

がかかるかというのは、今試算中でございます。

現段階では、いつまでに撤去するかというのは、
お示しはできないのですけれども、できるだけ早く
撤去をしていきたいと。

修繕については、来年の5月の連休明けには使
える遊具と、要はテープを外して供用開始ができる
ようなスピード感で進めていきたいというふうに考
えています。

また、公園の再編の考え方についても、いろい
ろな町内会にこれから当たるのですけれども、方向
感についてもできれば年度末、今年度末までには方
向性は出したいのですが、すぐにはなかなか公園の
再編というのは動かないかなと思っていますけれど
も、計画としては、今年度中にまとめていきたい
というふうに考えてございます。

○永本浩子委員 はい、了解いたしました。

できるだけ事故が起きる前ということを中心に
いただければと思います。

○小田部照委員長 他の委員いかがでしょうか。

○平賀貴幸委員 まず確認ですけれども、それぞ
れその遊具が、43、43、90ですか……全部で176
かな、あるのですけれども、これはダブっていない
全部別々の遊具だというふうに思っていますか。

○澁谷一志都市管理課長 こちらの遊具はダブっ
ておりません。重複はしておりません。

○平賀貴幸委員 そうすると、約半数の遊具に何
らかの問題があるという状況だということが改めて
確認できたわけです。

今も、いろいろと質疑がありましたけれども、撤
去するものについては、補正を組んでも早急にや
るという考えを持っているということによろしいで
すね。

○澁谷一志都市管理課長 今、そのように進めて
まいりたいと考えております。

○平賀貴幸委員 雪が降る前にやってもらうこと
が多分大事なのだろうなと思いますので、進めて
いただければと思います。

ところで、これも確認のため伺いますけれども、
網走市の公園条例では、別表があって、1と2とあ
って、ここにだーっと書いてあって分かれているの
ですけれども、2がその他の公園になっているので
すよね。その他の公園の中には児童遊園というのは
含まれるのですか。

○小田部照委員長 暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時55分再開

○小田部照委員長 それでは、再開いたします。

平賀委員の質問に対する答弁より。

○澁谷一志都市管理課長 今うちのほうで条例上で管理しております公園につきましては、都市公園法にのっとった公園になっておりまして、その他は都市公園ではない、その他公園というような位置づけにしております。

先ほど委員からの質問がありました児童遊園につきましては、児童遊園には遊具を置かなければならないというお話がありましたけれども、こちらのほうにつきましては、児童遊園がどういうものかというのを確認しながら、もしそういう公園が該当するならば遊具を設置しなければならないということもございますので、そこら辺は確認しながら、今後、対応していきたいとは考えています。

○平賀貴幸委員 そこは確認をしていただけたと思います。

平成4年3月26日に厚労省の児童家庭局から通知が出ていますので、そこを確認しながら該当するものがあれば、そこにのっとるということになるのかなと思いますので、現在の都市公園に位置づけされているものも、そこに当たらないかどうかも含めて、そこは確認が必要だと思います。一応、念のため。

それと、今やり取り中で、遊具がどうなるかっていうことや、あるいは公園自体の再編の話もありました。

これも10年以上前からいろんな議論があって、子供が少なくなっている中で、高齢化が進んでいって地域に公園があるのだから、高齢者向けの遊具があったほうがいいのではないかと、介護予防につながるようなものがあっていいんじゃないかなとか、いろんな議論があるのだと思うのですよね。

そういったことも含めて、いろいろな精査をしていきながら、子供が全然いない地域の公園を廃止するっていうのも一つでしょうけれども、子供ではない人たちが使えるような公園に、新たに整備するという考え方も一つだと思うのですよね。

その辺のことも含めて、今後、精査していく必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 そこら辺、今委員おっしゃられました公園のニーズになるかとは思いますが、そこら辺はですね、慎重に町内会のほうとお話をさせていただいて、遊具はなくてもベンチが欲しい

とか、あと健康器具が欲しいとか、町内会によってはですね、やっぱり高齢化が進んでいる町内会と、また子供もいるっていう町内会もございますので、そこら辺は町内会とじっくりと考えながら、あと再編もですね、見据えながら進めていきたいと考えております。

○平賀貴幸委員 そこは状況を見させていただきたいと思います。

それから、答弁の中で学校由来の遊具っていうのが先ほどありましたけれども、これは学校で使っていたものを地域の公園に持ってきて使っていたものという意味で、理解してよかったですでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 これは、学校で使用されている遊具っていう意味ですので、学校遊具以外ということになります。

○平賀貴幸委員 すみません、聞き間違ったのですね、申し訳ないです。

そこで伺いますが、当委員会ではなくて、文教民生委員会の中では、うちの会派の金兵議員が熱心ですね、こういった調査を行うときには、学校の遊具の調査も合わせてやってもらうようになってことを、非常に求めていたのですよ。それは、ここの課にじゃなくて、教育委員会に対して求めていたのですけれども、今の御説明だと、学校の遊具を除くっていう話だったので、どうしてそうなっているのかなというふうに、逆に思うのですけれども、その辺はどうなっているのでしょうか。

○澁谷一志都市管理課長 今回、専門家のやる詳細点検にはですね、学校遊具も含めて点検しております。

○平賀貴幸委員 学校遊具の結果については、所管委員会で別に何か示されるのかな、それとも、どうなのでしょう。

○立花学建設港湾部長 学校にある遊具につきましては、今回点検を実施しているところでございますけれども、その点検結果につきましては、文教民生委員会のほうで、詳細なお答えをしたいということで進めております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○小田部照委員長 ほかの委員、いかがでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

その他、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではこれもちまして、総務経済委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後2時00分閉会
